

秋田県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月三十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第三十六号

秋田県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

秋田県立職業能力開発校規則（昭和五十一年秋田県規則第二十号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

（授業料の減免）

第八条 秋田県立職業能力開発校条例第四条の規定により授業料の減免を受けることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による生活扶助を受けている者その他経済的理由により授業料を納付することが困難な者であつて、別に定める学業成績の基準により特に優れていると知事が認めるもの
- 二 中学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であつて、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第五条第一項に規定する受給権者に相当すると知事が認めるもの
- 三 前二号に掲げる者のほか、訓練に係る経済的負担を軽減する必要があると知事が認める者

（減免の申請）

第九条 授業料の減免を受けようとする訓練生は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書に減免を必要とする理由を証する書類を添えて、校長を経由して知事に提出しなければならない。

（授業料の減免）

第八条 秋田県立職業能力開発校条例第四条の規定により授業料の減免を受けることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による生活扶助を受けている者その他経済的理由により授業料を納付することが困難である
と知事が認める者
- 二 前号に掲げる者のほか、訓練に係る経済的負担を軽減する必要があると知事が認める者

（減免の申請）

第九条 授業料の減免を受けようとする訓練生は、申請書に減免を必要とする理由を証する書類を添えて、校長を経由して知事に提出しなければならない。

<p>一 申請者及び生計を維持する者の氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 減免を申請しようとする理由</p> <p>三 申請者の国籍又は在留資格</p> <p>四 申請者及びその生計を維持する者の収入及び資産の状況</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、減免の申請に関し知事が必要と認める事項</p> <p>(休学及び復学)</p> <p>第十条 訓練生は、疾病その他やむを得ない理由により、引き続き一月以上出席できないときは、休学する理由その他知事が必要と認める事項を記載した別に定める様式による休学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により休学した訓練生は、復学しようとするときは、復学する年月日その他知事が必要と認める事項を記載した別に定める様式による復学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>第十一条・第十二条 略</p>	<p>第十条・第十一条 略</p>
---	-------------------

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。